令和５年度政務活動費収支報告書

氏　　名　阿部寿吉

１　収　入

政務活動費　110,000　円

２　支　出

（単位：円）

項　目	支出額	備　考
調査研究費	100,789円	宿泊費、宿泊代
要請陳情等活動費	33,120円	JR券、宿泊代
合　計	133,909円	

注）　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式第１号（第８条関係）

令和 6 年 3 月 29 日

朝日町議会副議長
阿　部　正　明　　殿

氏　名 阿部為吉

令和５年度政務活動費に係る収支報告について

朝日町議会政務活動費の交付に関する条例第８条第１項（第２項）に基づき、別紙のとおり、令和５年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年.

2月7日 農林水産副大臣 鈴木憲和氏 要望活動費

8日

収入印紙

TOBU TOP TOURS

AB No. 501237

お客様コード 040053 2024年2月2日 DATE

領収証 RECEIPT

RECEIVED FROM 阿部為吉 様

領収金額 THE SUM OF ¥33,120-

但し FOR JR券代・宿泊代として

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印 大場

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	✓
小切手 CHECK	
銀行振込 BANK REMITTANCE	
ギフト券 GIFT TICKET	
クレジットカード CREDIT CARD	

東武トップツアーズ株式会社
山形支店
山形市香澄町2-2-31カーニープレイス山形7F
☎050-9001-8583

1月15日～17日 愛知・岐阜 研修費

200円 大場

TOBU TOP TOURS

AB No. 501372

お客様コード 040050 2024年2月16日 DATE

領収証 RECEIPT

RECEIVED FROM 朝日町議会 阿部為吉 様

領収金額 THE SUM OF ¥64,849-

但し FOR ご旅行代金として

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印 大場

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	✓
小切手 CHECK	
銀行振込 BANK REMITTANCE	
ギフト券 GIFT TICKET	
クレジットカード CREDIT CARD	

東武トップツアーズ株式会社
山形支店
山形市香澄町2-2-31カーニープレイス山形7F

収入印紙

TOBU TOP TOURS

AB No. 501155

お客様コード 040050 2023年12月21日 DATE

領収証 RECEIPT

RECEIVED FROM 朝日町議会 阿部為吉 様

領収金額 THE SUM OF ¥1,040-

但し FOR 保険代として

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印 大場

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	✓
小切手 CHECK	
銀行振込 BANK REMITTANCE	
ギフト券 GIFT TICKET	
クレジットカード CREDIT CARD	

東武トップツアーズ株式会社
山形支店
山形市香澄町2-2-31カーニープレイス山形7F
☎050-9001-8583

No2

1泊目
名古屋
東急ホテル

収入印紙

TOBU TOP TOURS

AB No. 501193

お客様コード 040050 2024年1月9日 DATE

領収証 RECEIPT

RECEIVED FROM 朝日町議会 阿部為吉 様

領収金額 THE SUM OF ¥15,900－

但し FOR 宿泊代として

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印 大場

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	✓
小切手 CHECK	
銀行振込 BANK REMITTANCE	
ギフト券 GIFT TICKET	
クレジットカード CREDIT CARD	

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

東武トップツアーズ株式会社
山形支店
山形市香澄町2-2-31カーニープレイス山形7F
☎050-9001-8583

2泊目
ホテルウッド
タカヤマ.

領収証

No 00318

2024年1月16日

朝日町議会
議長 阿部為吉 様

金額	¥13,500

レ 現金 / クレジット

収入印紙

但し 宿泊代として 上記金額正に領収致しました

税率8%	税抜	円
	消費税	円
税率10%	税抜	12,272円
	消費税	1,228円

岐阜県高山市上二之町80番2
HOTEL WOOD 高山
支配人 長江明久
TEL (0577) 62-8888
登録番号 T4180001016164

扱者印 大森

領収証

阿部為吉 様 No.

★ ¥5,500－

但 りんご代金

6年1月20日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

〒990-1502 山形県西村山郡朝日町常盤へ83
阿部農園
阿部為吉
電話 0237-67-2613
登録番号：T7810201241404

~~米代金~~
謝礼.

愛知・岐阜　政務活動行程表

1月15日（月）

出発 10:00　…山形空港 11:10　FDA384 便✈12:10→13:25 名古屋小牧空港　昼食　マイクロバス愛知バス…（20 分）…

愛知県庁 15:00―17:15 頃　…（10 分）…　宿泊・名古屋東急ホテル着 17:30 頃　…🚗5 分／徒歩 15 分…
18:30　夕飯

1月16日（火）

出発 9:00　…白川郷 11:45 頃着　昼食 12:00 白川郷古民家活用視察　出発 13:45

岐阜県白川村　白川郷学園視察　14:00～16:00 頃…（50 分）…　宿泊・ホテルウッドタカヤマ 17:00 頃到着
夕食 18:00

1月17日（水）

出発 7:00　…**愛知県　飛島村役場・飛島村学園視察　10:00～12:00**　名古屋小牧空港 12:30 着　昼食

FDA385 便✈15:10→16:15 山形空港着　　朝日町 17:20

No 1

令和6年 (月15日(月) 愛知県教育委員会 視察

○ 小中一貫教育 義務教育学校について

○ 愛知県のへき地教育について

参加者 阿部恵吉、白田忠一、鈴木光一、阿部正明、和田一則、青木裕子 6名

愛知県教育委員会 総務課長 高木健一氏

義務教育課課長補佐 野田恵美氏

総務課主事 有田裕紀氏

○ 愛知県内の小、中学校の問題点や、小中が連携する教育の必要性について研修を行なう。

思春期を迎える小学校高学年から中学校にかけては、心身の成長や変化が一生のうちで最も大きな時期であるとともに、「中1ギャップ」という言葉があるように、精神的に不安定な時期でもある。そこで小学校から中学校の間にある段差を適切なものに一貫性の教育を進めることが重要である

No 2.

令和6年1月15日(月)、愛知県、県庁、副知事と面談研究

愛知県、副知事　古本伸一郎氏
衆議員議員　牧義夫氏
愛知県、議会議員　江原シロー氏

愛知県は、人口750万の全国4位57市町村があり
愛知県の「休み方改革」プロジェクトの発案者である
古本副知事より話を聞かせていただきました。
家族と、子どもが一緒に過ごせる仕組づくりをめざし、
労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせた休みがとれる
環境づくりを心がけ、子供は1学期に1日自由に休みが取れ、年3回とれて家族と過ごせる仕組みづくりをやっているとのこと、最初は反対があったがなんとか推進しているとのこと、衆議員議員の牧先生や県議の江原先生も同じ方向に進んでいました。まだ山形では必要性がないかもしれないが、近い将来必要になるのでは

No3

令和6年（月16日(火)）

岐阜県 大野郡 白川村　白川学園　視察

義務教育学校 視察、研修

白川村 教育委員会　事務局長　田口貴元氏

課長補佐　新谷さゆり氏

白川学園副校長　曽出昌宏氏

教育目標　合言葉

ひとりだち ～自立、共生、貢献～　誰もが9年先の自分を

自分で自分の未来を切り拓いていく子　描き9年前を振り返ることのできる学校

~~説明を~~ 人口1500人の村で高令化率は33%。子供の数は1学年25名前後とのこと。兄弟の数が3人～4人とおどろく。設立から、現在の事まで研修し子ども達が、学校に来るのが楽しみで生き生きしていた。校長先生が、なにかをやりたいが、町の教育方針に理解しながらやる必要がありすこし苦労しているようである。今後の町の取り組みの参考になり、有意義な研修であった

No 4

令和6年 1月17日(水)

愛知県、海部郡飛島村　飛島学園・視察研修

飛島村・出席者

議長 小川政徳氏、副議長 上田光彦氏、教育長 萩野登記代

教育課長 舟村義明氏、教育課主幹 福田誠氏、議会局長 羽佐田里

調査事事項については、1.飛島学園建設に至った経緯について

2.施設建設に関する財源等について、3.小中一貫校、関校後の

対果について、4.その他　多くの事を学ばせてもらった。

飛島学園の校訓「確かな未来を拓く」一人一人が活躍し

たくましく生きる生徒を育てる。

と　共に高め合う生徒　―　かかわる力の育成

び　ビジョンのある生徒　―　未来を切り拓く力の育成

し　心身を鍛える生徒　―　豊かな心、健やかな体づくり

ま　学びあう生徒　―　確かな学力の定着

以上。

愛知県 古本副知事

中央 古本副知事 左側 牧衆議員

白川郷 学園

飛島村 小川 議長

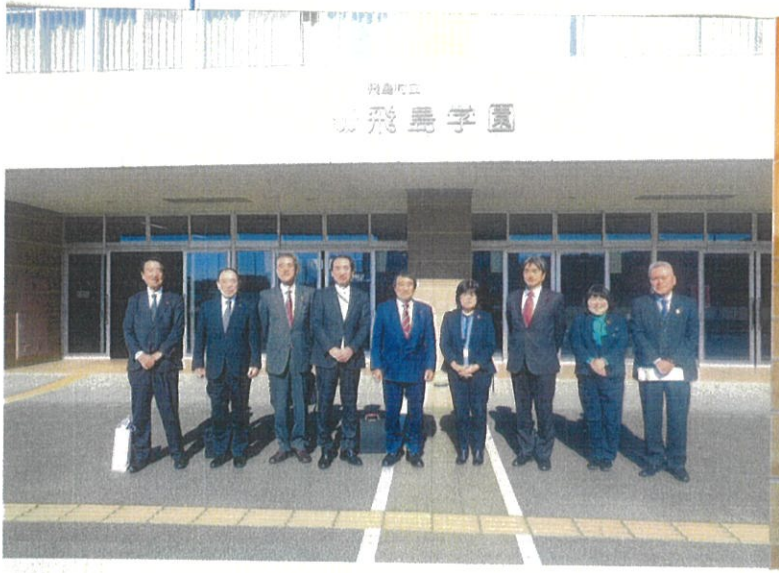

中央 飛島村 横野 教育長
右 小川 議長 上田 副議長

201

令和6年、2月7日(水)、
農林水産副大臣 鈴木憲和代 要望活動、
2月7日、農林省、副大臣室にて 出席者 阿部為吉 白田忠一
内要 畑谷秀昭 和田一則

農林水産副大臣
衆議院議員
鈴木 憲和

1. 日本型直接支払制度の継続及び協定期間見直について
2. 鳥獣被害対策への更なる支援について
3. 果樹経営支援対策事業の継続について
4. 水田活用直接交付金の見直しに伴う畑地化支援の予算確保及び畑作支援の充実について
5. 野生キノコの出荷に係る規制緩和について

農林水産副大臣

鈴　木　憲　和　殿

要　望　書

山形県朝日町

朝日町の町政運営につきましては、日頃から格別のご指導とご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、農業を基幹産業とする朝日町におきましては、基幹作物であるリンゴを中心とする果樹をはじめ水稲栽培などについて、新規就農者や優良農地の確保をはじめ様々な対策をとっているところであります。農業・農村は食糧の生産のみならず、農村風景の維持、文化の継承等国土保全のため重要な公益的役割を担っております。

しかしながら、人口の東京一極集中の流れはとどまることなく、地方は少子高齢化が一層進んでいる現状であります。

朝日町は、こうした実情をふまえ令和４年度に第６次朝日町総合発展計画（６総）の中間見直しを行い、「チャレンジ・つながり・希望　町民が活躍し笑顔あふれる町」の実現に向けて全力を尽くしているところであります。

つきましては、６総が目指す町の将来像実現のために、本要望に掲げた事項につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和６年２月７日

山形県西村山郡

朝日町長　鈴　木　浩　幸

要望事項

＊農林水産省関係

・日本型直接支払制度の継続及び協定期間見直しについて

・鳥獣被害対策への更なる支援について

・果樹経営支援対策事業の継続について

・水田活用直接支払交付金の見直しに伴う畑地化支援の予算確保及び畑作支援の充実について

・野生キノコの出荷に係る規制緩和について

①日本型直接支払制度の継続及び協定期間見直しについて

条件不利地域での営農継続に助成する「中山間地域等直接支払交付金」及び農地を保全する集落などの共同活動に助成する「多面的機能支払交付金」については、5年間営農を継続する協定を締結することで、それぞれの取組面積に応じて交付金が支払われる制度です。この制度による活動が定着化し、多面的機能を有する農地が何とか農地として維持されているというのが現状です。

しかし、活動に取り組む農家や地域住民の高齢化の進行に伴い、各々の協定において5年先が見通せない状況にもあり、以後の事業継続が困難になっている協定が増えています。このままでは農地を農地として維持できず、耕作放棄地の拡大が更に進んでいくことが懸念されます。

特に、中山間地域等直接支払制度については今年度が第5期対策の4年目に当たることから、今後もこれまで同様に事業を継続し、これまで先人から引き継いできた農地を農地として維持していくことができるよう、同制度の継続並びに先を見通すことのできる協定期間（例えば3年間）への見直しについて要望します。

②鳥獣被害対策への更なる支援について

ブナの実が3年振りに大凶作となっている今年は、クマによる農作物への被害が多発しております。当町においては幸いにも、今のところ人的被害はありませんが、食害による農家からの農作物への被害報告と捕獲要請を受け、昨年末現在の有害捕獲頭数が60（昨年同月比42の増）、同じくイノシシについては指定管理捕獲頭数20を含めて115（昨年同月比42の増）とここ数年にない実績となっております。今後もこの傾向は続き、狩猟期における捕獲頭数も昨年比で大幅に増える見込みであります。

また、昨年末から山里近辺でニホンザルの群れが目撃され、イノシシやクマとは質の異なる作物等への被害が懸念されており、被害防止に向けた初動体制の整備による早急な取組みが求められております。

収穫間近の農作物が有害鳥獣による食害に遭うことは、高齢化が進む地方の農家の営農意欲を削ぎ、これを機に農業をやめてしまうきっかけへと繋がることが懸念されており、電気柵による防除対策と合わせて鳥獣被害対策実施隊による捕獲対策に期待が寄せられているところですが、捕獲頭数の激増により実施隊員も疲弊している状況です。実績に基づいた捕獲奨励金や隊員出動手当の支給が、せめてもの心やりに繋がるものと考えます。

つきましては、県や町による財源だけでは十分な対応ができない現状を鑑み、その原資となる「鳥獣被害防止総合対策交付金」による国の更なる支援を要望します。

③果樹経営支援対策事業の継続について

果樹産地の生産基盤を強化する目的で、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換、小規模園地整備など、果樹の生産振興等に関する産地形成を実現するため、まとまった改植や新植に対して支援がなされる「果樹経営支援対策事業」については、基幹作物がりんごである当町にとって大変有益な事業であり、年々実績を重ねている現状であります。令和２年度の下限本数や支援単価の見直しの際は、当町で栽培方法が確立され全国の園地に普及を勧めた「朝日ロンバス方式（りんご）」を補助対象となる省力樹形として認定いただいたところであり、心から感謝しております。りんご（わい化）の改植・新植については、当町単独による嵩上げ支援を実施しており、生産者や生産基盤（優良園地）の確保を図ろうとしております。

生産者の高齢化に伴う新たな担い手の確保は喫緊の課題であり、その対応策の一環として位置付けられる果樹の改植・新植事業への需要は、今後も高いまま推移するものと想定されます。

つきましては、果樹経営支援対策事業による支援の継続について要望します。

④水田活用直接支払交付金の見直し（5 年水張りルールの具現化）に伴う畑地化支援の予算確保及び畑作支援の充実について

米の転作助成に当たる水田活用直接支払交付金（以下、水活交付金）について、財政上の持続可能性の観点から単価の見直しや水田の畑地化促進が進められています。畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促す一方で、水田機能を維持しながら麦・大豆等の畑作物を生産する交付対象農地については稲作とのブロックローテーションを促す観点から、令和４年～令和８年の５年間１回も水張りが行われない場合は水田と見なさず、令和９年以降交付金の交付対象としないことが決定しています。畑地化を促すために、野菜などの高収益作物を作付けする場合は、初年のみ 175 千円/10a、麦・大豆などの畑作物を作付けする場合は、同じく 140 千円/10a が交付される「畑地化支援」のほか、当該作物が定着するまで定額 20 千円/10a が交付される「定着促進支援」があり、令和６年度は「畑地化支援」が一律 140 千円/10a に、「定着促進支援」には５年間と期限が設けられております。現状、現交付対象者の中で今後水張りを示唆している方はほんの一部であり、殆どの方が畑地化を理解しているようであります。

つきましては、令和６年度以降の畑地化支援単価の現行据え置き、また、海外に依存している畑作物の国内生産を促す観点から、定着促進支援についても再生産可能な支援単価への見直しと交付期限の延長を考慮いただきたく、農家が将来安心して生産できる支援を要望します。

⑤野生キノコの出荷に係る規制緩和について

野生キノコについては、生育環境の違いにより放射性物質の濃度にばらつきがあるため、食品衛生法第３条に基づき出荷前に自主検査を徹底し、安全性を確認してから出荷するよう、山形県から指示がなされております。これを受けて、2011 年の福島第一原子力発電所の事故以降、町内で店頭販売されている野生キノコについては、採取者の責任により放射性検査が行われており、当町の道の駅においては、令和２年度に独自設定した「天然きのこの取り扱い」において、天然物の「なめこ」と「むきたけ」は道の駅で検査し、基準値以下を目安として朝日町産の安全性を確保しながら販売しております。

しかしながら、全国 16 県をはじめ山形県内においても原子力災害対策本部（国）の指示による出荷制限、県知事の要請による出荷自粛などが続いている自治体があります。県が行うモニタリングの結果、基準値を超過する放射性セシウムを含む農産物等があった場合、直ちに県から、その農産物等を産出した市町村に対し当該品目の出荷自粛が要請されることになりますが、野生キノコは種類の判別が難しいことから、原子力災害対策本部のガイドラインの出荷制限品目の区分に準じ「全ての野生キノコが出荷自粛の対象」となっています。野生キノコの出荷を生業の一部としている農家にとっては、このことが大きな痛手となっているのが現状です。ガイドラインの区分に準じた対応については、食の安全安心の観点から十分に理解できることではありますが、原発事故から 12 年半が経過する今、これまでの規制が部分的・段階的に緩和されることが、今後の地域経済の活性化に繋がっていくものと考えます。

つきましては、1 品種から放射性物質が検出された場合の同品目全品種出荷自粛、また、検出された品目の自治体全域が出荷自粛となる現制度「原子力災害対策本部のガイドライン」の部分的・段階的な規制緩和について要望します。